

## 平成22年度第2回滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成22年(2010年)8月10日(火)午前10時00分~午後12時05分

場 所 厚生会館 4階 大会議室

議 題 1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(1) 「(仮称)ユース長浜店」の新設届出に係る審議について

(2) 「近江八幡駅前南部店舗」の変更届出に係る審議について

(3) 「(仮称)パロー大津真野ショッピングセンター」の変更届出に係る審議について

2 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく特別の手続きを経ない届出について

3 その他

出席委員：尾賀委員、恩地委員、金谷委員、塚口委員、中委員、夏原委員  
(五十音順)

県出席者：中山商工観光労働部次長、中井商業振興課長、田中参事、吉野副主幹、長崎副  
主幹、宮島主任主事

### [議事概要]

1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

「(仮称)ユース長浜店」(新設)、「近江八幡駅前南部店舗」(変更)、「(仮称)パロー大津真野ショッピングセンター」(変更)の届出について事務局資料に基づき説明

会長：はい、ありがとうございました。

それでは、これまでの説明につきまして、ご質問がございましたらお願いしたいと思います  
が、いかがでしょうか。

本日は新設1件、それから変更2件ですけれども、変更のうち、最後にご説明がございました  
パローにつきましては、変更とはいうものの、まだ建物はでき上がっていないわけござい  
まして、先に我々の審議会で議論いたしました内容が縮小されて、もう一度提出されたと。で  
すから、建物はこれから建つということでございます。形式上は変更でございますけども、新

設のような取り扱いになっているわけで、ただ規模は縮小されているということでございます。

この時点で、ご質問いただくことはございませんでしょうか。

どうぞ。

委員：聞き逃しているかもしれませんが、確認のためにお聴きしたのです。

まず、ユース長浜店のほうは、地元の長浜市からの指摘で店舗南側の道路が農道になっていると。これを市道としての条件を備えておく必要があるからということですが、この辺はどういうふうになっているというご説明でしたか。

事務局：そちらのほうにつきましては、地元の長浜市と既に協議が済んでございまして、市道を6メートルに拡幅されまして、出入口を入出庫可能にさせるということでございます。

委員：それから、近江八幡の駐車場を減らすところで、その減らした部分はどういう用途があるのですか。

事務局：将来的には店舗を計画する予定を立てておられるみたいですが、こういった店舗が建つとか、そういうことにつきましては未定ということでお伺いしております。

委員：それから、パロー大津真野のほうは店舗面積を減らすのですが、品ぞろえなんかの変更というのはどう考えているのかは、まだわかりませんね。

事務局：そういうことにつきましては、内容のほうがはっきりしていないというところがございますけれども、またこれから設置者の説明の中で聴いていただければと思います。

委員：わかりました。以上です。

会長：ほかには、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員：ユース長浜店の敷地というのは、もともと何だったのですか。工場とかになっていたのですか。

地域住民の方からの意見も特にないということで、結構規模も大きいし、準工業地域となっているので例えば工場とかがあって、周辺の方も、それなりにある程度の環境が変わることをあらかじめ認めておられるのかなと思ったのですが。

事務局：届出の中では更地ということになっておりまして、以前どのような形で運用されていたかということはわからないところがあるのですが、以前は更地であったということで届けられております。

会長：それでは、私のほうから1点教えてください。

資料4の5ページのところです。一番下に出入口の退店ルートを再検討すること、という大津市の意見があるのですけれども、これは具体的にどのようにしてほしいのか。どこが問題であったのか、それをご説明いただけますでしょうか。

事務局：店舗の東側を国道161号が通っていると思うのですけれども、そちらの負荷を極力避けるということで、湖西線のほうに退店ルートを設定するというようなことでお伺いしております。

会長：わかりました。

ほかに、ございませんでしょうか。

それでは、設置者の方に説明していただきたいと思いますので、ご案内をよろしくお願いたします。

#### 建物設置者の説明、質疑応答

##### (1) 「(仮称)ユース長浜店」の新設届出について

会長：ただいまから(仮称)ユース長浜店の建物設置者でございます株式会社ユースの方からご説明をお願いしたいと思います。

どうぞ、そこへお掛けください。どうもご苦労さまでございます。

それでは、(仮称)ユース長浜店の新設届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度でご説明をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

設置者：本日はお忙しい中、貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、お手元に資料が届いておると思いますので、私のほうから概要説明をさせていただきます。ご意見をちょうだいしたいと思います。

まず、ことしの2月12日付で今回届出をさせていただきましたユース長浜店、10月21日開店予定ということで計画を進めております。立地法に基づきます説明会につきましては、ことしの3月27日に開催をいたしております。11名ほどの住民の方が参加されました。これとは別に、地域の住民の方にご理解をいただくために、神照地区を対象としました地元の説明会を2回ほど開催させていただいております。

それで、まず交通対策から説明をさせていただきます。店舗西側の生活道路への来客交通の進入を少なくするため、これは地元の住民の方からかなり要望が出た部分です。少なくするために、駐車場1と駐車場2の間に水路がございまして、当初の予定では水路に橋をかけることがなかなか難しいという地元からのご意見がございましたけども、それを最終的には橋をかけてもいいというご了解がいただけましたので、こちらに橋をかけまして、来客車両の出入りを出入口1と出入口4に絞ることにいたしました。

なお、住宅側の出入口2と3は、主に隣接する神照地区のお客様に使っていただくというような形に変更しようという考え方をいたしております。

それから、国道8号に面する出入口1は、出庫した車両の右折Uターンや、国道南進車両が直接出入口1に右折入庫する危険性を防止するために、道路の中央分離帯がない部分ですが、そちらにポストコーンを設置するというので、既にこれは設置をされております。

これら案内の誘導につきましては、チラシによる周知を初め案内看板の設置や、状況に応じて誘導員を配置して、誘導させていただきます。

なお、出入口4側の市道には、長浜北中学校の通学路がございます。出入口とは反対側の歩道を利用するという状況でございます。直接学童さんとの交錯はないのですが、来客車への通学路の周知や、誘導員による安全対策ということで実施をしてみたいと考えております。なお、小学校の通学路はございません。

それから、各出入口におきましては見通しの確保とともに、営業時間外はチェーンにて出入口を閉鎖いたします。それから、オープン前には交通誘導対策について長浜警察署と協議を行って、確認をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

今度は騒音対策でございます。等価騒音レベルで環境基準は満足しておりますけども、夜間騒音の最大値については、店舗の南側の設備機器、直近の予測地点eというところで58.2デシベルと、3.2デシベルほど規制値を超過しています。ですが、道路を挟んだ敷地境界の予測地点eですけども、こちらは飲食店ができる予定でございますが、こちらで47.1デシベルと、基準値を下回る結果となっております。

それから、地元の意見を踏まえて、さらなる配慮事項といたしまして、店舗の南側に集中していた設備機器、室外機あるいは管理等を含めて、こういったものにつきまして店舗の屋上のほうに配置をいたしまして、北側から西側の住宅側に遮音壁をL字形に設置することといたしました。これによりまして、特に室外機に近接していた予測地点における住宅側の夜間騒音は

43デシベルから38デシベルに低減されます。

それから、早朝6時台の搬入につきましては、西側の住宅への影響を配慮しまして、店舗前面で荷捌きを行うという計画にさせていただいております。次に、住宅側の荷捌きの施設につきまして、道路を挟んだ住宅への影響、特に騒音やプライバシーの保護ということに配慮いたしまして、建物の壁で覆う構造という形に変更いたします。また同様に、住宅に近隣する業務用車両の出入口を当初予定しておりましたけども、これもなくすということで、隣接する住宅への影響は大幅に低減するというふうに考えております。

なおかつ、荷捌きの出入口につきましては、今回、来客用の出入口ということで、出入口3を使って荷捌き車両が入るという形に変更いたします。ただし、先ほど申しましたように、出入口4からの車の出入りが主になってきますので、出入口3につきましては、当初の予定よりも来客車両の出入りはかなり少なくなるという計画になっておりますので、この辺、ひとつご理解いただければと思います。

それから、景観、緑化の対策でございますが、建物は平屋建てで、外観は淡いベージュ色といたしまして、周辺環境との調和を図りたいと考えております。また、広告等、照明は国道8号に設置していますので、住宅への影響は余りないと考えております。

緑地につきましては、敷地の外周部に敷地面積で20%以上を確保しております。植栽としましては、オオカシやサツキなどの中低木を中心に緑化を図る予定でございます。その他でございますが、地元神照地区との協定を締結しておりまして、開店後の諸問題についても協定に基づいて誠意を持って対応してまいりたいと考えております。その他関係機関等のご指摘につきましても、各機関の指導に基づきまして、必要な協議、届出・申請を行ってまいります。

以上、概略説明をさせていただきました。

会長：ありがとうございます。

それでは、ユース長浜店さんに対するご質問をお願いしたいと思います。ご質問は、設置者がいらっしゃるこの場ですべてをお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。どうぞ。

委員：2点、質問させてください。

1点目はeのところですが、商業施設の立地が予定されているとありますね。eのところは超えているけれども、eは超えていないと。ここは商業施設の立地が予定されているとい

うことですが、ここは区域としては同じく準工業ですか。

ということは、住宅が建つことはあり得ないということですね。

設置者：はい。

委員：わかりました。

もう1個は、いま配っていただいた資料の3つ目に、案内板の例が出ておりますね。「右折禁止」とか「御遠慮下さい」とか微妙にニュアンスが違いますけども、実際にそちらのお店に限らないですけども、これは非常に厳格にやっているところと、ある程度大体のシステムになっていると、一般論としてはあり得ると思っている、私自身も現実に見ている。

この右折禁止というほうが聞いた感じが強い。遠慮してくれというのは、任せるというニュアンスに理解するのですが、この辺は事前の計画などの調整で、どんな条件にするのか決まっているのですか。

設置者：この表示の仕方でございますけども、基本的には道路交通法で言う表示を使わないようにするというのが、まず基本なんですね。ですから、例えば進入禁止というのは赤に白いマークがありますけども、これは道路交通法上での表示でございます。それを同じように敷地内で使わないようにしてほしいというのは、結構、警察さんのほうから言われる部分でございます。

私どもとしては、基本的には文字で案内を出して、いま言われるように左折だけですよ、右折はだめですよという表示よりも、禁止という言い方のほうが確かにお客様にとってはインパクトが強いと思います。特に8号線なんかの場合ですと、出入口から右折で出ちゃうと事故が起きますので、必ず左折で出ていくということが基本になるわけです。そうすると、左折で出てくださいという言い方よりも、今おっしゃるように右折禁止、というような表示の仕方をしていったほうがいいかなというふうに思います。これは、特に警察さんのほうから直接指導を受けているというわけではございません。

委員：わかりました。

ついでに確認したいのですが、そういう幹線道路に立てるときに右折は禁止というのはあるのですが、あれは道交法上の規定ではないので、例えば右折をして何か事故があったときに、ドライバーの話ですけど、それは道交法上の違反として罰せられることはないのですね。

設置者：ないです。

委員：わかりました。

会長：ほかに、ご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

委員：今回のユース長浜店の新設に伴って、常勤雇用、それからパート、アルバイトの雇用者数の増はどれぐらいになるか、教えてください。

設置者：それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

正社員というのは、基本的には本社採用でございますので、福井のほうで採用させていただいて、10人から14、5人というところが正社員でございます。パート、アルバイトにつきましては地元雇用ということで、現在チラシを打ちまして100名募集をさせていただいております。

会長：よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに、ご質問いただくことはございませんでしょうか。

どうぞ。

委員：店舗南側ですけども、準工業ということで住宅を建てることはできないのでしたか。できますね、今は建っていますね。

それで、遮音壁をつくって、西側とか北側のほうには住宅が建っているので騒音が減ると思うのですが、私は騒音の専門じゃないのでよくわかりませんが、逆に南側のほうに騒音がかえって高まるみたいなことになると。実際、予測地点eのところでは超えているわけですが、その辺の遮音壁の反射による部分というのは計算されていますか。

設置者：反射による騒音レベルの増大というのは考慮していません、まだ。ただ、騒音予測の際に設備機器の原単位がございますけども、これには、一応プラス3デシベルということで予測はしております。原単位よりも3デシベル高く設定させていただきました。

それは、例えば壁の反射ですとか、あと劣化による騒音の増大、そういったものを考慮した予測はさせてもらっておりますが、屋根に持って行って遮音壁をつけると、その遮音壁による反射というのは見ておりません。

ただ、南側の空き地の部分、こちらは飲食店の出店計画もありまして、住宅の立地というのはないのかなというふうには考えておりますし、屋根の上に持ってくることによって、騒音レベルは南側への影響というのは小さくなります。そういったことで、特に影響は大きくないのかなという判断をしております。

委員：南側はどういう用途になるかというのは、まだ確定をしていないわけですね。南西側の

ほうは飲食店ということですか、全面的に。

設置者：前面に飲食店。

委員：前面に飲食店を出す予定だということですか。

設置者：はい。具体的に計画は進んでおります。そういう話を聞いています。

委員：もし万一住宅が建った場合には、遮音壁を両方に囲うようにつけるとか、そういう対策をしていただく必要があるのかなというように思います。

設置者：はい。

会長：ほかには、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員：南側の現在農道のところは、拡幅予定というふうに伺ったのですが、写真で見せてもらった範囲ではまだ6mはない状況だと思うのですが、おたくの敷地を市道として提供されるということですか。

設置者：いえ、既に6m幅は確保されているのです。ただ、アスファルト舗装が現在では4mぐらいしかありません。それをきちっと6mで整備させていただく。これは、道路管理者さんとも協議させていただいて、決めております。

委員：その敷地としては、市所有の土地が6m分あるということですか。

設置者：はい、あります。

会長：ほかには、よろしゅうございましょうか。

それでは、意見も出尽くしたようでございますので、(仮称)ユース長浜店さんに対する質疑は、これで終了したいと思います。

どうも、ご苦労さまでございました。

## (2) 「近江八幡駅前南部店舗」の変更届出について

会長：それでは、引き続きまして、近江八幡駅前南部店舗の建物設置者でございます三菱UFJ信託銀行の方からご説明をお願いしたいと思います。

お入りいただくようご案内をお願いいたします。

どうぞ、そちらへお掛けください。どうもご苦労さまでございます。

近江八幡駅前南部店舗の変更届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を

中心に、10分程度でご説明をお願いしたいと思います。概略については事務局からご説明いただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

設置者：それでは、変更計画について説明させていただきます。

店舗はユースストアとカーマホームセンターのショッピングセンターになっておりまして、現在の駐車台数832台を減少したいというのが、今回の変更計画の内容でございます。変更に伴い、昨年10月に駐車場の調査を行っております。調査した結果、14時台に344台が最大滞留ということになっております。344台の最大滞留に対しまして、当日のレジ客と、年間通じて一番多い日のレジ客の比較を行い補正率を求めた結果、必要な駐車台数が500台という形になっております。

そのため、変更後の駐車台数を600台に変更したいというのが今回の変更内容でございます。駐車区画減少部分に関しましては、その後どう利用するかというのは現在未定でございます。駐車区画減少に伴う周辺環境、不法駐車等々発生しないように配慮しながらやっていきたいと思っております。

簡単ですけど、以上でございます。

会長：それでは、委員のほうからご質問させていただきたいと思っております。

何かご発言ございますでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

委員：減少させたところについては、あとで店をつくったりするのですが、その場合には仮定の話なのでちょっと質問しにくいのですが、何かお店をつくるには中途半端な気がする。そこにつくると、その分だけお客さんが拡散して、そのところについては屋上に駐車場をつくらないと帳尻が合わないのかなというふうに思うのですが、そこらあたりをちょっと。

設置者：変更後とか、空いた駐車区画部分に何を持ってくるかは現在全く未定でございまして、屋上には既に駐車場がございます。全体で800何台ございまして、今回1階部分を中心に約230台を減少したいと。減少区画に関しましても、場所は未定でございまして、1階のどこかの部分で減少したいという形でございます。

新たに店舗が入って複合になることによって、より一層の来客が見込めるということもあられるのですが、そうなるとうれしい話でございますが、現状でいくと合わせても600台で十分かなという判断をしております。

会長：どうぞ。

委員：いま減少区画未定とおっしゃいましたが、ここにある区画ではないということですか。

設置者：はい。区画は未定です。

委員：じゃ、この区画というのは何なんでしょう。

設置者：立地法の届出上、敷地内の駐車場全体、どこを減らすかというのは届出事項でございますので、その中で減少区画を仮設定という形で設定させていただいております。それぞれの区画のところには破線を入れていると思うのですが、駐車場の動線であるとか、そういう形で破線が入りますが、当然建物を建てないときには、そういうところも外した形で問題ないようにはやっていきたいです。

委員：実際に減らされる場合というのは、囲いとか何かをされるわけですか。そのまま使える状況として、場所は。

設置者：あくまでも現在未定なんで、申しわけございません。

委員：まだ、そこまで考えておられないと。

設置者：はい。

委員：すみません。よくわからないですが、減少後は何に使うか現在未定の状態で、これをやらないといけない意味は、私にもわからなかったのですが。

設置者：駐車場が必要以上に余っていますので、減少したいと。後々そこに何か建物を建てたいというのがあるのですが、何が来るかは現在未定という形でございます。

設置者：いいですか。

要は、減らせるスペースがどれくらいできるかがわからないと、テナントさんと呼ぶのにも、どういった計画をするにも、減らせる台数によって面積が大体出てくるのですから、どれぐらいの規模のものが読めるんじゃないかという、こちらから誘う場合に、その資料としてこれを先にやらないと、来たはいいけども、大きいものでは困りますし、そういった面で、先にちょっと減らせるスペースがどこまでできるのかというのを知りたかったということで、出させてもらいました、先に。

会長：10月の半ばに変更されるわけですね。そうすると、200台余り使わない駐車場スペースを明示しなきゃいけませんね。

両委員のご質問は、要するに立地法で、どこにその駐車スペースを設置するか。あるいは逆に言うと、廃止するのはどこかというのは明示しなくてもいいということだとおっしゃったけれども、実際に変更をされるときには、230何台分使わないスペースを特定されるわけです。

ね。特定されないのですか。

設置者：当然建物が建ったりしますので、特定になりますね。ここの部分という形で。

会長：いえいえ、いま何が建つかわからないとおっしゃったでしょう。ですから、まずは駐車スペースを廃止されるのでしょうか。

設置者：現状のまま残しておきます、計画が決まるまでは。

会長：だから、お客さんはどこでもとめられるわけですか。

設置者：現状、とめられる状況。

会長：現状じゃなくて、変更後。

設置者：変更後もそうです。建物が建つまではどこでもとめられる。現状のままの利用です。

会長：現状のままですか。

設置者：はい。

会長：ということは、いま質問がございましたけども、どのような意義があるか、縮小するということに対して。特に利用者にとっても行動を変更しなければならない、そういうこともありませんし、どうも目的が少し。

設置者：それは、先ほど説明させていただいたとおりですね。ある程度の区画の大きさがわからないと、次の店舗の誘致もできない。そのための手続を先に踏んでいると。駐車場減少に関しましては、最長8カ月後でないとは減少できないという期間縛りもありますので、店舗が決まりましたら、すぐ入れるということもできなくなりますので、事前でやっているというのは事業上の理由でございます。

会長：はい、わかりました。

ほかに、ございませんでしょうか。

委員：ちょっとすみません。今のことに関連して、いずれまたここに店舗を新設するとしたら、5,000㎡以上の店舗に多分なりますね。

設置者：わかりません。

委員：わかりませんか。そしたら、そのときにまた新設の届出で審議をするわけですね。そのときに、ちゃんと駐車場確保できるかどうか。あるいは、こういう一体となった敷地に店舗をつくる場合には、3店舗まとめてもう一度審議し直す方が合理的な気もするのですね。實際上、駐車場部分も。多分、駐車場も多分共用するんじゃないですか、新しい店舗を別々に運用する。

設置者：当然共用になります。

委員：共用になりますね。そしたら、結局3店舗でまとめてもう一度審議したほうが、ここは効率的だと思うのですね。

設置者：3店舗まとめて審議というのは、物販店舗が入った場合は当然こちらの審議会のほうにかかると思うのですけども、物販店舗以外は、例えば飲食店舗を200坪ぐらいつくるという話になると対象外になりますので、今の予定でいくとおおむね飲食店舗の誘致を進めていますので、物販の予定は今のところはないと。

委員：ただ、駐車場を共用するのであれば、それは別々に考えることができるのかなと、少し私自身わからないところもあります。

会長：ほかに、ご質問ございませんでしょうか。

はい。それでは、質問が出尽くしたようでございますので、近江八幡駅前南部店舗さんに関する質疑については、これで終了したいと思います。

どうもご苦労さまでした。

### (3) 「(仮称)パロー大津真野ショッピングセンター」の変更届出について

会長：それでは、引き続きまして、(仮称)パロー大津真野ショッピングセンターの建物設置者でございます株式会社パローの方からご説明をお願いしたいと思いますので、入室のご案内をしてください。

どうぞ、そちらへお掛けください。どうぞ、よろしく願いいたします。

(仮称)パロー大津真野ショッピングセンターの変更届出につきまして、概略については事務局からご説明を受けておりますので、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度でご説明いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

設置者：それでは、私のほうから概略を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。パロー大津真野ショッピングセンターにつきましては、平成21年1月26日付にて新設の届出をさせていただきました。同じく平成21年8月24日付で既に結審をいただいております物件でございます。

ただし、オープン前に当初予定しておりました2階建て屋上駐車場の建物のスペースが、テナントさんの出店が厳しい状況で、なかなか契約に行き着かないというようなこともございまして、建物につきましては構造を変更して、小さくさせていただきました。店舗面積につま

しては、当初6,004㎡であったものを、2,568㎡に縮小するという事で変更をさせていただきます。

これに伴いまして、開店はしておりませんが、今回変更の届出という形で、ことしの2月24日付で変更届を出させていただきます。開店予定につきましては、10月25日を予定いたしております。

店舗の予定地につきましては、商業地域で、県道高島大津線に面しております。JR小野駅に近いということで、周辺には物販店舗、飲食店、事業所などが立地をいたしております。出店する主な小売業としましては、私どもスーパーマーケットのバロー、それと今ご紹介させていただきました、医薬品などを取り扱います株式会社ユタカファーマシーの大きくは2つでございます。それ以外に、美容室とかクリーニングとか、そういった店舗も出店を計画いたしております。営業時間につきましては、午前9時半から午後10時の計画でございます。

交通対策ということですが、まず車両の交錯等を避けるために、県道高島大津線に面する出入口は、入口専用と出口専用ということに分離をいたしました。この入口及び出口につきましては左折イン、左折アウトを原則として、路面表示とか、あるいは路面案内看板など、こういったもので誘導させていただきます。それから、出口につきましては右折出庫を促しまして、国道を右折して退出をしていかないうような案内経路看板などで誘導していきたいと考えております。なお、出店経路に関しましては、折り込みチラシなどで経路を記載して周知を行っていききたいと考えております。

オープン時及び繁忙時には、必要に応じて交通整理員を配置いたしまして、円滑な誘導を行ってまいります。特にオープン時には、事前に大津北警察署と協議をいたしまして、来退店ルートのご案内計画、あるいは警備計画といったものを作成して、打ち合わせをさせていただくという計画でございます。

次に、騒音対策ですが、室外機などは低騒音型の機器を導入いたします。周辺の生活環境への影響を小さくする場所に配置をしていきたいと考えております。夜間の予測地点から、及び参考予測地点AからCにおきまして、規制基準値を超えています。こちらにつきましては、予測地点周辺には事業所及び工場、店舗、田んぼなどで、住宅がない状況でございます。

また、予測地点は、それぞれ湖西線または県道、市道、あるいは水路などに面しておりますので、こちらから発生する騒音頻度、大きさなどは、店舗から発生する騒音以上に大幅に上回ると考えられるため、周辺環境への影響は少ないというふうに考えております。

それから、対応策といたしましては、原因が自動車の走行騒音でオーバーしているということでございますので、敷地内の夜間の車両通行に関しては最徐行及び空ふかし禁止、アイドリングストップなどを呼びかける表示看板の設置、そして搬入車両の関係者などへの意識の徹底を行い、自動車走行騒音の抑制に努めてまいります。また、将来的に住宅が建築されて問題が生じた場合には、誠意を持って問題解決に努めてまいりたいと考えております。

廃棄物対策でございますが、廃棄物保管施設及び再利用廃棄物保管施設は建物の中に個別に区画を設置しまして、種類ごとに専用袋または専用容器などで保管をいたします。においを放つ生ごみなどは、冷蔵設備のついた施設で保管をいたします。また、施設の管理につきましては、責任者を定めて管理を徹底してまいります。

株式会社パローが企業全体としまして、廃棄物減量化及びリサイクル等推進するときの活動も実施しております。具体的には、レジ袋の有料化、マイバック、マイバスケットキャンペーンの展開、ノーレジ袋デーの展開などを行っております。また、牛乳パック、トレー、PETボトルなども、容器を回収するリサイクルステーションを店舗の入口のところに設置をする予定でございます。

景観対策、緑化対策については、建物は平屋建てで、周辺と調和のとれた色彩及び外観を計画いたしております。また、大津市景観計画及び屋外広告物条例等の法令遵守をしまして、適切に対応させていただきます。それと、敷地内は植栽等で緑地に努めてまいります。緑化率6.6%の812㎡を予定いたしております。

それから、雇用対策、防犯対策でございますが、従業員の雇用、地元雇用を積極的に実施いたしまして、地域に根ざした店舗運営を計画しております。防犯対策としましては、大規模小売店舗に関する防犯上の指針というものが、滋賀県の場合でございます。こういったものに対して、項目別に積極的に取り組んでまいります。

あと、事前に審議委員の先生のほうからお伺いしていることでございますが、先生のほうから地元の堅田商工会への入会ということで地域貢献の一助としていただきたいというご意見がございました。こちらにつきましては、私ども社内で入会についての検討をさせていただいております。前向きに検討させていただきたいとは思っております。よろしく願いいたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

会長：ありがとうございました。

それでは、委員のほうから質問がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか

か。

どうぞ、お願いします。

委員：2点質問させてください。

1つ目は、廃棄物減量のところで、レジ袋有料化とあるのですが、これはパローさん全体で既に有料化しておられるということですか。

設置者：すべての店舗ではございませんが、6割方が有料化という形になってきております。滋賀県というよりも、私どもは岐阜県、愛知県の東海エリアが基本でございますけども、特に愛知県あるいは名古屋市、そういったところで9割有料化しております。岐阜県の中でも、約3割以上が有料化という形にしております。

委員：いま提出されている店舗では、この表現ですと有料化をするという前提と、そういうことで理解してよろしいか。

設置者：はい。周りの店舗の皆さんが有料化になっていないときではいけませんので、行政のほうとまず確認をさせていただいて、周りのお店がすべて有料化という形で取り組んでみえるようであれば、私どもも同じように有料化にさせていただくという考え方でいきたいと思っております。

委員：ここの表現ですと、有料化はされるというふうにとれるので、それでよろしいですか。

設置者：基本的には、その考え方でやりたいと思います。

委員：もう一方、大津市からの意見として、出口の退店ルートを再検討すること、という結構きつい言い方で出ているのですが、これについては具体的にはどういうふうに対応されることになるのでしょうか。

設置者：それにつきましては、前回の届出のときに同じ意見がついたものを、コピー・ペーストでそのまま出ていっている状況なんです。路政課さんのほうと打ち合わせをさせていただいたときも、これは前回に回答済みですねという話があったものです。

具体的に何かと申しますと、出入口から大津高島線を右折してT字路の交差点があるものですから、右折して出るよりも、当初、堅田方面に帰るのも県道高島大津線を右折して出るという形で計画していたのですが、それではちょっとまずいので、湖西線をくぐって湖西線の北側のほうから堅田方面に帰って、信号でもって右折するようにと、そういうようなご意見がございました。

それに倣いましたということで前回ご回答させていただいて、今回も同じご質問が来ました

ので、それは変わっておりませんという説明をさせていただきました。以上です。

会長：届出書に記載されております経路、それは今ご説明いただいた修正後のものが記載されているということでしょうか。

設置者：ええ、正確に言うと、当初からこのとおりで、前回修正したものがそのまま届け出させていただいています。ですけれども、路政課さんのほうからは、について再検討するよ  
うにという重複したご意見があったものですから、それをご説明させていただきました。修正後  
のものがついておると思います。

会長：わかりました。

ほかに、いかがでございましょうか。

本質論ではございませんが、ちょっと私が気になりましたのは、新設で届け出をされて、こ  
ういった大規模店舗は一度出店されますと、息長くこの地域に貢献していただくというのが望  
ましいわけでありまして、建物が建設される前に規模を縮小せざるを得なくなったとい  
うことで、多少今後のことも心配になるのですけれども、このくらいの規模に縮小いたしまし  
たら、あとは変わらなくこの地で貢献していただけるということではございましょうか。

設置者：今回、お恥ずかしい話で変更させていただきました。当初は、建物の設置者がオリッ  
クスさんでございまして、土地も含めて私どもが下請けするような形で契約をさせていただ  
いて、出店を予定しておったわけでございますけれども、社会環境、経済環境が非常に厳しくな  
ってきた中で、やむなしにこういう形にならざるを得なかったということではございます。

今回、これで変更届を出させていただいて、既に建築のほうもスタートしておりますので、  
地元からも、いつオープンするのだと言って、散々要望が出ております。こういったことも含  
めて、私ども肝に銘じまして、お店を出店させていただいた以上は、長い年月こちらの地で営  
業させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございました。

ほかに、ご質問するといったような事項はございませんでしょうか。よろしゅうございま  
すか。はい、ありがとうございます。

質問は出尽くしたようでございますので、(仮称)パロー大津真野ショッピングセンターさん  
に対する質疑はこれにて終了させていただきたいと思っております。

本日は、どうもご苦労さまでございます。ありがとうございました。

## 審議

会長： それでは、まず（仮称）ユース長浜店の届出内容についてご審議いただきたいと思  
います。この件につきましては、委員から意見が文書で提出されておりますので、ご紹介させて  
いただきたいと思います。そのまま読ませていただきます。

気になったのはユース長浜店の夜間の室外機ぐらいで、発生する音の周波数成分が低周波帯  
域の場合は、周辺がもともと静かな地域と思われるため、この程度のレベル地点Fで苦情につ  
ながる可能性はあります。簡単に騒音対策できる条件ですから、記載内容のとおり、周辺住民  
と対話をしてもらえれば問題ないかと思えます。

ということでございます。記載内容のとおり行ってもらえるのであれば問題はないと、こう  
いったようなご意見でございます。

ここから委員の皆様方に、ユース長浜店についてどのような対応がよろしいのか、ご意見を  
いただければと思えます。

どうぞ。

委員： 委員は遮音壁をつくるということを御存じない状態で、そのご意見をおっしゃっている  
わけですが。

会長： 委員は、そのことは御存じありませんか。

事務局： 御存じありません。

委員： であれば、予測地点eのところや、e のところの計算をもう一度し直すとか、遮音壁  
を設けたことによる反射のゾーニングも計算し直す等の必要があるのではないかという気がし  
ます。以上です。

会長： どの程度影響が大きいでしょうか。

松井委員は、遮音壁がなくても問題ないと。

事務局： そうですね。現状のままでも、住民さんとの対話をしていただければ問題ないかと思  
う、というような意見として提出されております。

会長： それで設置者のほうは、あえてその段階でもって遮音壁をつくるという対応をされたわ  
けですね。室外機を屋上に設置するというのは、委員は知っていますね。

事務局： はい。お伝えはしております。ただ、お伝えをしましたけれども、そのことについて  
特に返答は現在のところはちょうどいいしなかったのですけども。

委員： 現状では住宅地への騒音をより減らす方向で対策されている、それはいいと思うのです。

ただ、計算値として計画と経過がずれているというのを直しておいたほうがいいんじゃないかなというだけの話ですけど。

会長：それは、意見ないし付帯意見という、そういうのを。

委員：いや、そこまでしなくてもいいと思うので、県のほうから伝えておいていただければいいんじゃないかと思います。

事務局：わかりました。そしたら確認させていただいて、必要があれば資料の提出を求めるということで対処していただきます。

会長：ただ、委員からのご意見に対しては、念のためにそういった値も出しておいてくださいという形にさせていただきますでしょうか。騒音ご専門の委員が遮音壁がなくても特に問題なからうと。それよりも、住民の方々と対話できるような場をきちっと持つと、そちらも重要ではないでしょうかというご意見でございますので、そういう対応をさせていただければと思います。

ほかに、ご発言はございませんでしょうか。

そういたしますと、特に意見を付すということは必要がないと思われるわけでございます。そして、その付帯意見でございますが、先ほど入出庫車、特に退店する車の動きでございますけども、委員のほうから少しご指摘があったかと思いますが、こういうのはどういうふうにいたしましょう。交通関係で多少問題が生じたら、なにがしかの対応をしていただきたいというようなものをつけましょうか、その辺いかがお考えでしょうか。

委員：先ほど申し上げたのは、特にここについてというよりも、一般的なものでしたので、特に結構です。あそこでおっしゃったとおりです。ああいう出入口のところの話というのは、道交法上のこととは全く別のことであるということでした。ですから、その表示をどんなふうにするのかということについては、何かの縛りがあるわけではないと。ですから、特に結構です。

会長：ただ、私ちょっと思いますのは、現8号線をずっと北上しまして、左折といいますか、ぐっと左に曲がりまして旧道の8号にまた戻っていくという、かなりのカーブがきつところですね。そのカーブのところ立地する店舗ですから、多少交通上、心配な面がないではないのですが、委員はどう思われますか。

委員：やっぱり曲がっていますから、見通しがどのくらいあるのかどうか。その辺が確認できないのですけども。

会長：私も、この現場に最近行ったわけではございませんので、感覚が少しわからないですけ

ども、事務局いかがですか。現地へ行かれて、このカーブの箇所に位置しているわけですが、特に問題はないと考えられましたか。

事務局：交通量は、昼間の時間帯に行っていたのですけれども、かなり少ないということもありまして、見通しもいいところではございましたので、事務局としては問題ないかなと思います。

会長：わかりました。

そしたら、特に問題ないということでございますので、ユース長浜店に関しましては、「意見なし」、「付帯意見なし」という形でよろしゅうございましょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、次の近江八幡駅前南部店舗についてどのような対応がよろしいか、委員の皆様方からのご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

委員：車の利用を抑制するということが非常に重要なことなので、実際、駐車実績が指針よりも下回っていると、その分は不必要な部分として外していくということは、店舗側としては一つの車を減らすということのインセンティブになる話なので、そういうことを認めていかなきゃいけないとは思いますが。

ただ、今回の場合は、新たに飲食店等をつくるかもしれないということでしたし、その飲食店を利用する車は、空いたところの駐車場を使うということもおっしゃっていました。ということであれば、これは飲食店付きの店舗計画の審議になるので、そのときには、また全体としてもう一度審議する必要があると思います。

特に今回の場合は、指針を下回る台数にするということですから、そういう運用をするのが原則ではないかなと思うのです。実際、大店法でこういうような段階的に整備する場合に、そういうのを当てはめていいのかどうか分からないところがありますけれども、法的な面で手続も分からないところがありますが、交通から考えたら、もしかしたら飲食店が来ることによって、既存の店舗側の集客数も上がって、結果的に全体の駐車場の需要が増えることもあるわけですね。その場合に、周辺に渋滞を起こしてしまうということもあるかもしれません。

そういうことを考えると、慎重にやらざるを得ない。だから、今回の変更は認めずに、新たなテナントさんが入ると決まった段階で、まとめてもう一度審議するというやり方のほうが合理的じゃないかなというふうに思います。

会長：ただ、駐車場の台数を変更するという手続は、これはできるわけですね。その際に、あとの土地利用をどのようにするかということを確認にしなければならないということはないわけですね。ですから、私はこの申請を受け付けないということではできないと思うのですが、その辺、事務局いかがでございますか。

事務局：大店立地法上も、駐車場の収容台数の減少ということで届出事項について規定されておりますので、申請を受け付けないということではできないと思うのです。将来的な計画につきましても未決定であるということですが、認めざるを得ないというところがあるかなと思われま。

会長：これは制度的に、申請は受け付けざるを得ないと思うのです。我々、多少疑問というのでしょうか、これでいいのだろうかというところがあると思うのですが、そのあたり、中委員からご意見はございますでしょうか。

委員：私も、だから、説明を聞いていて納得がいかないところはあったのですが、今おっしゃっているように、恐らく形式的には今回は受け付けませんという対応はできないだろうなとは思いました。なので、駐車場の台数が現状832台も不要だということで減少したいということであれば、それ自体としても意見というか、判断を出さざるを得ないだろうなと思うのです。

今後の利用をどうこうというのを、何かつけられるだろうかというのがちょっとわからなかったのですが、

会長：はい、どうぞ。

委員：今回の届出については、今の議論のように受け付けるしかないと思います。そのときに気になっているのは、資料3の台数の計画を見るとピーク時に344台で、補正率は安全を見て1.454を掛けるとなっているので、そうすると500台ですね。それで、変更後に600にするから、100台余裕があるということが見えるのです。

でも、これは補正も含めて考えると69台ですね、形式上の余裕は。つまり、344にある台数を足したものに1.454を掛けたものが600と考えると。ですから、将来飲食店ができるときの台数増加というのが70台以下でないと、この補正を踏まえた形のやつで言うと、帳尻が合わないという気がするのです。

そうすると、今回の意見とか付帯意見というのは、あくまでも事業者に対する意見ということですね。今度飲食店ができたときには、この場では議論ができる話でないの、行政内部で

飲食店の届出が出たときに、そのときの駐車場については、どのくらい想定したのかということを確認とか、そういうふうにするようにということは、私も何かそう感じる。

つまり、今の議論が出てきて、飲食店が出てすごいお客さんが来たら、事実上、結構あふれるんじゃないかという気がするんですよ。それは、この場では多分できないと思うので、行政内部のほかのところにその種のこと、こうなっているよというようなことを申し送りすること、付帯意見という形で言うのが妥当なのか。それとも、先ほどの法の計算のことについて確認、あれは業者さんに対してですけども、ほかの部局のほうに一言伝えておいてくれというようなことができるのかどうか。そこはわからないですけども、何らかの形のこと、どこかに対して一言いっておいてもいいのかなという気はします。

会長：はい、わかりました。

若干、今後のことについても触れなければならないかもわかりませんが、その前に、私、もう1点だけ立地法に関わることでご質問させていただきたいのです。

立地法においては、832台あるものを600台にする。委員がおっしゃったように、多少この推計が甘いかもわかりませんが、仮にこの推計が認め得るものだとしまして、600台に削減したと。その232台部分は、これは使いませんというふうにきちんと明示していただいたら、600台としてその駐車場が運営されるということで筋が通っていると思うのですが、先ほどのご説明では、232台というものを区画もせず、その832台でもって、つまりそこは使えるのですから、運営していく。ただ、届出上は600台である。そういう形の運営をしてもらっても法的にはよろしいですか。届出は600台、実際は832台が運営されておるといので、よろしいのですか。

事務局：届出台数と、実際の有している駐車台数のギャップというのは当然補完する必要もありますね。

委員：だけど区域を指定しないと、そういうことは。

会長：そうそう。要するに、232台分はやめますというふうに届けられたわけですから、それは実際にやめてもらう必要があるのかどうか。単にここへ届けるだけで済むのか。そういうところはいかがですか。法的にそれでよろしければ。

もしよろしくなかったら、我々はそれを見逃したということで少しつらいことになりますので、実際に削減するという届出があった場合に、それを実際に削減しない。つまり、832台は今後も使えるというご説明でしたから、それで差し支えないかどうか、私もよくわかりませ

ん。

事務局：立地法上に駐車場の収容台数を増加する分につきましては、届出は不要ということになりまして、そのことを逆に考えると、駐車場が余裕を見てあるということについて。

委員：そもそもこれの意義というのが、オーバーフローしないようにという意味で、こういう審議をされているのですね。そうすると、届出よりも実際に利用できる台数が多い状況というのは許されるということなんですね。そうすると、届出台数を減らして、実際はもっと多く使えますので、減らした分を明示しなさいというところまでは多分求められていないのではないかと。

会長：わかりました。

委員：そうすると、そもそも今回の届出が必要ないというふうになるんじゃないですか。

委員：いや、あるのでしょうか。さっき言っていたように8カ月前にやらないと、そういうことは認められないからということですね。

事務局：物販とか、そういうものでしたら立地法に関係してくるのですが、飲食店でしたら立地法の対象にせず、面積カウントもありませんので、そこで8カ月という時間が短縮できると、そういうような思惑かなということですね。

事務局：立地法の生活環境とは別のところの事業者サイドの事業の進行管理の中の理由で出しているだけですので、この審議会の中で審議するのはものすごく難しい。

委員：大店立地法というのは、基本的に性善説に立った法律だと思うのですよ。今回、三菱UFJ信託が出してきたのは、今おっしゃった業者論的な発想で、法の趣旨を軽んじるということ非常に言葉が悪いですけども、考えているようなところがあって、要するにここのメンバーでは計り知れないということではないけど、とらまえにくい部分があると思うのですよ。

だけど、せめて、意見はつけられなくても付帯意見等でどこかを拘束しておかないと、この先も同じようなこと、別に悪いことをされているわけじゃありませんけど、何にもできなくなるという思いがあるのですけど、その辺、事務局自体はどうなんでしょうか。

会長：どうぞ、事務局。

事務局：ですから仮に他法令でいきますと、例えば飲食店を建てられる場合に、また建築確認とかそういった手続が要るわけですね。それに伴いまして、建物のどこに置くかとか、駐車場のスペースをどう置くかとか、場合によっては進入路の話も出てまいります。

いま先生方がおっしゃっているように、そういうレストランをつくることによってお客の数

が増えることで、もともと減少によって考えておられた駐車場の利用の仕方が、ここで変わってきて、例えば変わらないと混雑するということが当然想定されます。そのあたりは実際の新たな建物はどのようなものが建つかとか、そこで計画されたときに所定の手続とか駐車場とかその辺の状況を改めて判断していただいて、計画を進めていただくという意見ですね。

当然、生活環境が変わることになりますので、そういった意見をつけていただくといったことは可能なのかなと、そういう認識をさせていただいています。

会長：付帯意見ですかね、つけるとしましても。意見は、少ししんどいかなというふうにも思いますが。

委員：明らかに法律的に違反していることではないですね。

会長：そうです。だから、一番緩やかなのは、行政の手続き上いろいろな仕組みがあるわけあって、それを今後きちっと履行してくださいと。行政のほうへのご注意という形になるのかもわかりませんが、そういうことから、事業者に口頭で注意していただくというのが1点。

もう一つは、付帯意見として、今おっしゃったようなことを記載していくということかなと思いますけど。

何か書いたほうがいいですかね。

委員：いま事務局がおっしゃった、その生活環境上の問題をもう少し文言をきれいにして、また読ませていただくということで。

会長：そうですね。要するに、何らかの土地利用がこれから起こってくるわけですから、その場合に生活環境に大きな影響が出ないように考えていかなければならないから、そのときにはその商業施設と一体となった生活環境の評価、これを行うべきであるとか、そういった付帯意見をつけさせていただくと。

生活環境への影響ということがなかったら、この立地法に基づく審議会として出過ぎたことになるのかもわかりませんが、委員がさっきから強調されていますように、それが新たな施設の立地が周辺的生活環境に影響を及ぼすと。それも、この商業施設と一体となったような形で影響を及ぼすということであれば、立地法の趣旨からそれほど出ていないように思いますので、文章は少し慎重に考えるほうがいいかと思いますので、事務局でお考えいただけませんかでしょうか。

それから、もう1点は簡単なことで、つけていただいたらと思うのです。同じく付帯意見で

すけれども、事業者は832台の駐車スペースを600台に削減されたわけでございます、232台がどうなるかは、我々は計り知らないことでございます。

600台に削減するという事は明確でありますから、この指針の値を下回る台数、600台ということになったわけですから、駐車台数の不足が起こったという場合には、その駐車場の確保を速やかに行われたいというような、例えば正攻法みたいなことですが、それを押さえていただいた上で、先ほど委員の皆様方からご発言いただいておりますような将来に対する懸念、これを少しでも少なくするという、そういうものをつけていただくという形でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

そういたしますと、3つ目のパロー大津真野ショッピングセンターに関するものでございます。これにつきましては、委員から変更前の審議会でのお約束どおり、地元堅田商工会へ入会していただき、地域貢献の一助としていただきたい。こういうご意見をいただいております。

先ほど設置者の方からこれに沿った形で、明確に入会しますとは言われませんでした、その方向で努力いたしますというお答えをいただいておりますので、おおむね委員のご意見に対しては対応していただいているのかなと、かように思っております。

こういうところからでございますが、皆様方のご意見をいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。はいどうぞ。

委員：先ほどの議論の中で、出入口の退店ルートを再検討という大津市の意見は、要するに大津市のミスプリだということですね。

事務局：そうみたいですね。

委員：そうすると、その意見とかという話じゃないのですけども、書類上、大津市に確認して、これは取っておいたほうがいいんじゃないですか、もしそれが本当であれば。先ほどの議論はちょっとお粗末だなという気がしたのですけど、本当かどうかわかりません。

会長：大津市の意見に対する対応がまだ不十分でありましたら、多少この交通に関する一般的な付帯意見と申しましょうか、要するに交通に関する問題が生じれば、地域住民と交通管理者等の組織と協議して速やかに対応してくださいとか、こういったようなのをつけておけばと思ったのですけども、おおむね大津市からの懸念に対しては、事業者は答えているというふうに事務局はご判断されるでしょうか。

そういうふういたしますと、大津市さんのほうに意見を出し直してくださいというのも何

ですけれども、大津市のほうの意見に対しても対応していただいているということでございますから、こういう方向で事業者が努力するというのを認めて、「意見なし」、「付帯意見なし」という形にさせていただいてよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、近江八幡駅前南部店舗につきましては慎重に文章を考えたいと思いますので、従来どおり事務局でたたき台をつくっていただきまして、私にもお送りいただき、その後、委員の皆様方にお配りして、それでご承認いただくということでもって、付帯意見というものを付けていくという形で対応させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

会長：それでは、引き続きまして、報告事項が2点あると承っておりますので、まず1点目のほうご説明いただきたいと思います。

## 2 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく特別の手続きを経ない届出について

事務局：それでは、滋賀県大規模小売店舗審議会運営規定第6条に基づく、特別の手続きを経ない届出につきまして、ご報告させていただきます。先にお送りさせていただいております資料5をごらんください。

今回、栗東市で営業されておりますニトリ草津栗東店の変更届出について、ご報告させていただきます。当店舗の変更届出の内容につきましては、営業時間の終了時刻を午後8時から午後9時に延長、営業時間の延長に伴いまして駐車場利用時間の終了時間を午後8時30分から午後9時30分までに延長、駐車場の出入口の数および位置の変更という3点の内容でございます。

今回の変更につきましては、営業時間の変更は昼間の時間帯での延長でございます、騒音予測基準値の範囲内でございます。また、出入口の数および位置の変更につきましては、車両誘導経路の変更を伴わないものであり、地元市町および地域住民等からの意見もありませんので、周辺地域に与える影響がほとんどないと考えられるため、審議省略して差し支えないものと考えております。

以上でございます。

会長：ありがとうございました。

何かご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

最後に、もう一つ報告事項がございますので、お願いいたします。

### 3 その他

事務局：それでは、引き続きまして、三井アウトレットパーク滋賀竜王の交通状況につきまして、ご報告させていただきます。

当該店舗につきましては、皆様も御存じのとおり7月8日、木曜日にグランドオープンを行いました。グランドオープンに先駆けまして、前日には招待客を対象にプレオープンされましたけれども、名神高速道路で最大15キロメートルの渋滞、また店舗周辺道路につきましても相当な交通渋滞が発生しました。

その原因としては、1つ目、時間当たりの来店の集中度が想定よりも高かったこと、2つ目、想定していた混雑開始の時間帯よりも早い時間帯に来店者が増え始めたこと、それと交通誘導員の配置がおくれたこと、3つ目、当初の計画では近隣住民を対象として招待状が8万枚配布される計画でしたけれども、実際にはそれ以上配布された上に、パソコンやモバイルでも容易に招待状が手に入ったため想定以上の来客者があったこと、それから4つ目として、駐車場の不足により早い段階で駐車場が満車となりまして、駐車場を全面封鎖したため、周辺道路で車両が滞留したことなどが挙げられます。

そのことを受けまして、大規模小売店舗立地審議会でもとめられました付帯意見の交通渋滞等の問題が生じた場合には、必要に応じて適切な対策を講じられたいとありますとおり、設置者と関係機関等により交通対策会議をオープン後初の土日、具体的には7月7日から10日まで連日開催されまして、ソフト面、ハード面ともに考え得る次の交通対策が講じられました。

1点目として、交通誘導計画の徹底、2点目として、臨時駐車場を当初の5,000台から7,500台に増設、3点目として、交通誘導員の増員及び配置時間の繰り上げ、それから4点目として、臨時駐車場からのシャトルバスの増便など、設置者のほうは早期に対応されました。

その結果、7月の3連休の中日である7月18日の日曜日につきましては、一時的に名神高速道路1キロメートル渋滞、店舗周辺道路につきましても交通渋滞が起きました。ただ、当日の来店車両は約1万6,000台と、プレオープンから現在に至るまでの最大車両台数でございました。比較としましては、プレオープンでは1万2,300台、休日では1万2,000

台から1万5,000台、また平日では7,000台から9,000台でございまして、臨時駐車場はほとんど使用していないという状況でございます。

なお、プレオープン及び18日以外の営業日につきましては、目立った混雑はきょう現在ございません。また、今後につきましても、大規模小売店舗立地審議会の付帯意見に基づき、「竜王商業施設周辺交通対策会議」による協議の場を設け、検証会議を開催する予定としております。

以上でございます。

会長：ありがとうございました。

最初は混雑したということでございますけれども、その後はある程度許容範囲に落ち着きつつあるということのようでございます。何かご指摘いただくことはございますでしょうか。

私、地域的に多少気になっておりましたのは、湖南省の住民さん、あるいは行政の方の対応なんですけれども、最初の混雑のときにはいろいろと苦情も出てきたかと思えますけれども、その後、湖南省さんのほうからは特にございませんでしょうか。

事務局：プレオープンのときには湖南省長から声明が出されまして、選挙も7月11日にございましたので、その選挙対策としましても、交通誘導員を湖南省側に7カ所、合計9名の誘導員を配置したということで、それ以降につきましては、特に湖南省からも意見等は出ておりません。

会長：ありがとうございました。

こういうご報告でございますが、よろしゅうございましょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、これをもって本日の審議会の議論は終わったかと思うのですが、事務局から他に連絡事項などございましたら、お願いしたいと思います、いかがでしょうか。

事務局：次回第3回目の審議会を10月中旬ぐらいに予定しておりますので、また審議委員皆様の日程調整をお伺いして決定させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

会長：はい、どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれにて閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。